

特定非営利活動法人磐田市スポーツ協会表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人磐田市スポーツ協会（以下「協会」という。）表彰規程第8条に基づき、各表彰における基準等に関することを定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 協会表彰規程第2条第2項第1号から第4号までの表彰内容は、次のとおりとする。

(1)功労者賞

- ア 被表彰者（個人）に、賞状と記念品を授与する。
- イ 被表彰者（団体）に、賞状と記念品を授与する。

(2)優秀指導者賞

- ア 被表彰者（個人）に、賞状と記念品を授与する。

(3)優秀選手賞

- ア 被表彰者（個人）に、賞状と記念品を授与する。
- イ 被表彰者（団体）に、賞状を授与する。
- ウ 団体を構成する各人に、記念品を授与する。

(4)奨励賞

- ア 被表彰者（個人）に、賞状と記念品を授与する。
- イ 被表彰者（団体）に、賞状を授与する。
- ウ 団体を構成する各人に、記念品を授与する。

2 協会表彰規程第2条第1項第5号特別賞の表彰内容は、前項第1号から第4号までを参考に役員会で決定する。

(表彰の基準)

第3条 協会表彰規程第3条に規定する表彰の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 功労者賞

- ア 当該年度の4月1日時点において、満60歳以上、かつ活動期間が15年以上あるものを対象とする。

- イ 協会役員には、各種委員会委員及び実行委員会委員を含む。

(2) 優秀指導者賞

- ア 当該年度の4月1日時点において、指導期間が15年以上あるものを対象とする。

(3) 優秀選手賞

- ア 入賞は第3位までとする。

- イ 全国大会において、当該大会の出場者数が5人未満の場合は、優勝したものを対象とする。

(4) 奨励賞

- ア 入賞は第8位までとする。

イ 全国大会において、当該大会の出場者数が8人未満の場合は、第3位以内に入賞したものを対象とする。

(表彰の時期)

第4条 協会表彰規程第6条に規定する表彰の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受賞者の表彰は、翌年度の通常総会で行う。
- (2) 表彰が決定したもののうち、優秀選手賞の高校生及び奨励賞の表彰は、当該年度内の臨時総会又は理事会で行う。
- (3) 当該年度内に選考及び決定が出来ない場合は、翌年度に選考及び決定を行い、通常総会で表彰を行う。

(細則の改正)

第5条 この細則は、役員会において改正することができる。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。